



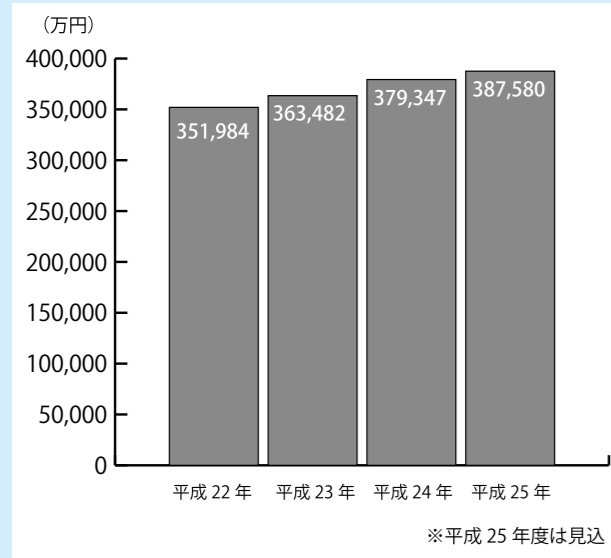
## すこやか介護

第3回テーマ

安芸高田市の介護保険事業  
状況について

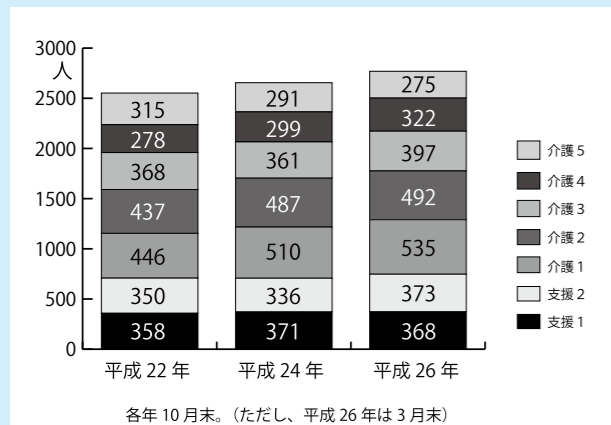
### 1. 増加する介護保険費用

高齢化の深化にともなって、介護保険サービスに要する費用は今後とも増加していくものと推察されます。

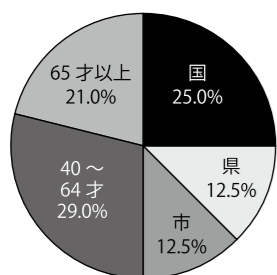


### 2. 要介護・要支援認定者数の推移

介護を必要とされる高齢者は年々増加し、平成26年3月末には、2,762人と、高齢者の4人に1人が要介護・要支援の認定を受けています。



### 3. 介護保険サービスの負担割合



介護保険サービスに必要な費用は、国・県・市で50%、40才から64才が29%、65才以上が21%の割合で負担します。

高齢者福祉課  
☎42-5618

## 健康のためにウォーキングしてみませんか？

保健医療課健康推進係 ☎42-5633

### 第2回安芸高田市湧永庭園ウォーク

■10月18日(土) 場 湧永製薬株式会社 広島事業所  
受付時間：午前7時30分 開会式：午前8時45分

【コース】

- ・13kmコース 午前9時10分スタート  
(湧永製薬広島事業所一湧永満之記念庭園周回コース)
- ・7kmコース 午前9時30分スタート  
(湧永製薬広島事業所一湧永満之記念庭園片道コース)
- ・3kmコース 午前9時40分スタート  
(湧永製薬広島事業所 周辺散策コース)

【参加費】

事前申込：大人1,000円、子ども500円、小学生以下無料  
当日申込：大人1,200円、子ども600円、小学生以下無料  
【事前申込み方法と申込み受付期間】 保健医療課、各支所、市内郵便局などに置いてあるチラシの参加申込書「払込取扱票」に必要事項を記入し、参加費を添えて郵便局でお申込みください。  
事前申込期間：8月1日(金)～9月30日(火)

### 1か月歩数チャレンジ「あるきんさい うごきんさい運動」に参加しませんか？

目標歩数を目指して1日の生活における歩数を記録し、達成者へ抽選により達成賞を贈呈！9月から2月まで毎月チャレンジできます。※参加費不要

【ルール】①1か月間、歩数計・活動量計等で毎日歩数を測定し記録する ②10月と3月に記録用紙を市へ提出する ③市は目標達成の判断基準で審査し、抽選により達成賞贈呈

【1日の目標歩数】20歳～64歳の方：男9,200歩・女8,300歩  
65歳以上の方：男6,700歩・女5,900歩

【目標達成の判断基準】1日の目標歩数を達成した日が月15日以上(2月は月14日以上)

【達成賞】目標達成月数ごとに、吉田温水プール利用券1枚、たかみや湯の森入浴券1枚などを抽選により贈呈します。

【申込方法】市ホームページからのダウンロード、又は保健医療課及び各支所に設置してあります申込書に記入のうえ提出してください。※FAX・電話による申し込みも可能です。

### 「こまめに歩こう会」を行います！

■9月19日(金) 午前9時30分集合

場 向原生涯学習センターみらい 多目的ホール

【コース】3km ※今回は、安芸高田市地域振興事業団のトレーナーによる体操や正しいウォーキングについての指導の後、屋外を歩きます。雨天の場合は、多目的ホール内で行います。

※申込み不要・参加費無料

【持参物】動きやすい服装と靴・タオル・帽子・水分補給の出来るもの



## 市役所からの配布物の発送日が変わります

総務課秘書行政係 ☎42-5611

平成27年1月から、通知公報(市役所からの広報紙などの配布物)の発送日が月1回に変更になります。

現在は毎月第2・4木曜日に発送していますが、平成27年1月からは毎月第4木曜日のみとなります。

## イベント情報など行政情報のお太助フォンでの配信を進めます。

これまで通知公報でお配りしていたイベントなどの行政情報の一部について、お太助フォンの「お知らせ」・「告知放送」メニューでの配信を推進していきます。皆様も是非、お太助フォンをご活用ください。

「お知らせ」メニューは、随時配信で一定期間、繰り返し見ることができます。回覧物も一部配信します。

「告知放送」メニューは、定時放送の内容を見たり、再度聞いたりできます。



## 合併処理浄化槽をご使用の皆さまへ

上下水道課 ☎47-1204

建築物の増築に伴う延べ面積の変更や改築等による建築用途の変更の際は、ご注意ください。

し尿及び生活雑排水を処理する合併処理浄化槽(以下浄化槽という)は、機能が十分発揮できるように、定められた算定式により処理対象人員を算定し大きさを決定します。

浄化槽設置後、建築物の増築による延べ面積の変更や改築等による建築用途を変更(例：住宅を一部店舗等に改築等及び使用)しようとする場合、処理対象人員の算定式が変わるため、浄化槽の敷設替えが必要となることがあります。このようなときは事前に上下水道課へご相談ください。

浄化槽は点検・清掃・法定検査により管理することが、浄化槽法で定められています。